

議案第58号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

平成17年4月28日

三朝町長 吉田秀光

（以下は、議案の趣旨や経過を説明すると思われる、非常に薄い文字の文章）

前 五 名	後 五 名
(任意の選挙区の人選)	(任意の選挙区の人選)
十名以上の各々の各 条45第	十名以上の各々の各 条45第
当該選挙区(選挙区) 条45第	当該選挙区(選挙区) 条45第
当該選挙区(選挙区) 条45第	当該選挙区(選挙区) 条45第
当該選挙区(選挙区) 条45第	当該選挙区(選挙区) 条45第
当該選挙区(選挙区) 条45第	当該選挙区(選挙区) 条45第

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成17年3月31日

三朝町長 吉田 秀 光

平成17年4月28日 原案承認

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第18号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条  次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課	(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条  次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課

さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 略

第25条～第36条 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄付金控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得

さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、年齢65歳以上の者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 略

第25条～第36条 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第3項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄付金控除額の控除、法第313条第8項に規定する雑損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下本文において「給与所得等以外の所得を

を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 略

3 町長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、町民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を町長の指定する期限までに提出させることができる。

4～8 略

第36条の3～第63条の2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に

有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 略

3 町長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第3項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、町民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を町長の指定する期限までに提出させることができる。

4～8 略

第36条の3～第63条の2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第63条の3 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下本項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければなら

規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)～(6) 略

3及び4 略

第64条～第74条 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

ない。

(1)～(6) 略

3及び4 略

第64条～第74条 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地（以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。）の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地籍

(3)～(6) 略

2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

第 75 条～第 151 条 略

附 則

第 1 条～第 7 条の 2 略

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第 8 条 昭和 57 年度から平成 21 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項

(1) 略

(2) 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地（以下本号 及び次号において「被災住宅用地」という。）の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地籍

(3)～(6) 略

2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

第 75 条～第 151 条 略

附 則

第 1 条～第 7 条の 2 略

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第 8 条 昭和 57 年度から平成 18 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項

の確定申告書を含む。次項において同じ。  
。)にその肉用牛の売却に係る同法第25  
条第1項に規定する事業所得の明細に  
関する事項の記載があるとき(これらの  
申告書にその記載がないことについて  
やむを得ない理由があると町長が認め  
るときを含む。次項において同じ。)は  
、当該事業所得に係る町民税の所得割の  
額(前年の第33条第1項に規定する総  
所得金額に係る町民税の所得割の額か  
ら、当該事業所得がないものとして計算  
した場合における同項の総所得金額に  
係る町民税の所得割の額を控除した額  
とする。)を免除する。

## 2及び3 略

### 第9条～第10条の2 略

(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の  
特例の適用を受けようとする者がすべ  
き申告等)

第10条の3 法附則第16条の2第10  
項の規定の適用を受けようとする者は、  
当該年度の初日の属する年の1月31日  
までに次に掲げる事項を記載し、かつ、  
施行規則附則第7条の2第13項第1号  
に掲げる書類(法附則第16条第6項の  
規定の適用を受けようとする場合にあ  
っては、前条第2項に規定する書類を含  
む。)を添付した申告書を町長に提出し  
なければならない。

#### (1)～(6) 略

2 法附則第16条の2第10項の規定の  
適用を受ける家屋に係る平成17年度か  
ら平成20年度までの各年度分の固定資  
産税については、前条の規定は適用しな  
い。

### 第11条～第14条の2 略

の確定申告書を含む。次項において同じ。  
。)にその肉用牛の売却に係る同法第25  
条第1項に規定する事業所得の明細に  
関する事項の記載があるとき(これらの  
申告書にその記載がないことについて  
やむを得ない理由があると町長が認め  
るときを含む。次項において同じ。)は  
、当該事業所得に係る町民税の所得割の  
額(前年の第33条第1項に規定する総  
所得金額に係る町民税の所得割の額か  
ら、当該事業所得がないものとして計算  
した場合における同項の総所得金額に  
係る町民税の所得割の額を控除した額  
とする。)を免除する。

## 2及び3 略

### 第9条～第10条の2 略

(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の  
特例の適用を受けようとする者がすべ  
き申告書)

第10条の3 法附則第16条の2第10  
項の規定の適用を受けようとする者は、  
当該年度の初日の属する年の1月31日  
までに次に掲げる事項を記載し、かつ、  
施行規則附則第7条の2第11項各号  
に掲げる書類(法附則第16条第6項の  
規定の適用を受けようとする場合にあ  
っては、前条第2項に規定する書類を含  
む。)を添付した申告書を町長に提出し  
なければならない。

#### (1)～(6) 略

2 法附則第16条の2第10項の規定の  
適用を受ける家屋に係る平成8年度か  
ら平成17年度までの各年度分の固定資  
産税については、前条の規定は適用しな  
い。

### 第11条～第14条の2 略

(読替規定)

第15条 法附則第31条の2第1項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第136条中「又は第587条第2項」とあるのは「若しくは第587条第2項又は法附則第31条の2第1項」とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条の2 略

2～5 略

6 法附則第31条の3第4項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第137条第1号(第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。

(読替規定)

第15条 法附則第31条の2第1項、第31条の2の2第1項又は第39条第7項若しくは第8項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第136条中「又は第587条の2第1項本文」とあるのは「若しくは第587条の2第1項本文又は法附則第31条の2第1項若しくは第39条第7項若しくは第8項」と、「又は第587条第2項」とあるのは「若しくは第587条第2項又は法附則第31条の2第1項、第31条の2の2若しくは第39条第7項若しくは第8項」とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条の2 略

2～5 略

6 法附則第31条の3第4項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第137条第1号(第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第2号(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の2に相当する額」とする。

7 法附則第31条の3第5項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第137条第1号(第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。

8 法附則第31条の3第6項の規定の適用がある土地の取得に対して課する特別土地保有税については、第137条第



第16条の2 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する町民税の所得割を課する。

(1) 略

(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額

2~4 略

第17条~第18条 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者

2号(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。

第16条の2 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下本項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する町民税の所得割を課する。

(1) 略

(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額(附則第18条第1項の規定の適用がある場合には、同項第2号に規定する合計額。以下本号において同じ。)との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額

2~4 略

第17条~第18条 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者

が前年中に租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条第 1 項に定めるところにより計算した金額（以下この項及び次項並びに附則第 19 条の 3 において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第 4 項第 1 号の規定により適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3.4 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

3 略

4 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

が前年中に租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条第 1 項に定めるところにより計算した金額（以下本項、次項及び第 3 項並びに次条第 1 項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第 5 項第 1 号の規定により適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3.4 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の場合において、当該株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡が租税特別措置法第 37 条の 10 第 2 項に規定する株式の譲渡であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の 2 分の 1 に相当する金額とする。

3 法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

4 略

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第19条第3項」とする。

(3)～(5) 略

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第19条の2 町民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の本条例の規定を適用する。

2 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。

(1) 略

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第19条第4項」とする。

(3)～(5) 略

以下この項、次条及び附則第 19 条の 4 において同じ。)をした場合には、令附則第 18 条の 2 第 3 項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第 1 項の規定は、令附則第 18 条の 2 第 4 項で定めるところにより、第 1 項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例)

第 19 条の 3 平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第 19 条第 1 項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例)

第 19 条の 2 平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、前条第 1 項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 2

第18条の3第1項から第3項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する町民税の所得割の額は、附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第4項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分2に相当する額とする。

(特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例)

第19条の4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第1項及び第2項に定めるところにより行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第19条の5 略

2 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第1項から第3項まで及び附則第19条の3の規定の適用については、附則第19条第1項及び附則第19条の3中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第19条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適

第2項から第4項までに定めるところにより計算した金額(以下本条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第5項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合にはその適用後の金額)をいう。)の100分2に相当する額とする。

2 前項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第2項の規定は、適用しない。

(特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例)

第19条の3 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の3第1項及び第2項に定めるところにより行うものとする。

第19条の4 削除

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第19条の5 略

2 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第1項から第4項まで及び附則第19条の2の規定の適用については、附則第19条第1項及び附則第19条の2第1項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第19条の5第1項の規定の適用がある場合に

用後の金額。」とする。

3～4 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。第8項において同じ。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。第8項において同じ。)に限り、適用する。

3 略

4 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第1項から第3項まで及び附則第19条の3の規定の適用については、附則第19条第1項及び附則第19条の3中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

5及び6 略

7 特定株式を平成12年4月1日から平

は、その適用後の金額。」とする。

3～4 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定は、同項に規定する事業が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。第9項において同じ。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。第9項において同じ。)に限り、適用する。

3 略

4 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第1項から第4項まで及び附則第19条の2の規定の適用については、附則第19条第1項及び附則第19条の2第1項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

5及び6 略

7 特定株式を平成12年4月1日から平

成19年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の6第13項に定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第19条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6第14項に定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

8 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

成17年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の6第13項に定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第19条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6第14項に定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

8 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第2項の規定の適用については、同項中「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額（附則第20条第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

9 第7項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書に第7項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第2号並びに第36条の2第1項及び第3項の改正、附則第19条の改正、附則第19条の次に1条を加える改正、附則第19条の2から附則第19条の5までの改正、附則第20条の改正（「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め

る部分を除く。)並びに次条第2項から第9項までの規定は、平成18年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成16年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項第2号の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成17年度分までの個人の町民税については、第8項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 平成18年度分の個人の町民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。

4 町は、平成18年度分の個人の町民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割(新条例第24条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第34条の8第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3、第34条の4及び前条」とあるのは、「三朝町税条例の一部を改正する条例(平成17年三朝町条例第18号)附則第2条第4項」とする。

5 平成19年度分の個人の町民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。

6 町は、平成19年度分の個人の町民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割(新条例第24条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第34条の8第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3、



第34条の4及び前条」とあるのは、「三朝町税条例の一部を改正する条例（平成17年三朝町条例第18号）附則第2条第6項」とする。

7 新条例附則第19条の2の規定は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。

8 新条例附則第20条（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第5条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。

9 新条例附則第20条（新租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。